一般社団法人 愛知県労災指定医協会 《入会のご案内》

(一社) 愛知県労災指定医協会 事務局

〒460-0008 名古屋市中区栄4-3-26 昭和ビル6階

Tel. 0 5 2 - 2 6 3 - 0 0 9 3 Fax. 0 5 2 - 2 6 3 - 6 7 7 5

ホームページ http://www.aichi-rousai.jp

当協会は、愛知県下の労災指定医療機関(約1,220件)の皆様にご入会いただいており、下記の業務と事業を行っております。ご査収の上、ご入会くださいますようご案内申し上げます。

1. 一般社団法人愛知県労災指定医協会について

昭和44年4月に愛知県労災指定医協会として発足。平成25年4月1日に一般社団法人愛知県労 災指定医協会へ移行して現在に至っております。

愛知労働局と連携して下記の業務と事業を行っております。全て会員の皆様からの会費(年会費 +事業運営負担金)で運営しています。

【業務】

- ・労災保険診療費の立替・振込払い(労災保険情報センター⇒協会⇒医療機関)
- ・労災レセプト用紙の無料送付、労災診療費等の請求書集約及び愛知労働局へ提出
- ・ 労災診療費算定基準 (改正を含む) の周知

【事業】

- ・業務上疾病の予防と調査・研究
- ・衛生管理者の教育・指導
- ・事業場における労働環境の整備に関する啓発指導(産業医研修会)
- 学術講演会(年2回)
- 労災診療費算定実務研修会
- ・新規労災指定医療機関に対する研修会
- ・ 労災診療費の受領委任
- 労災保険診療協議会見解統一委員会
- ・交通事故に係る自賠責保険等の治療費不払いに関する諸問題の対策と検討及び相談・支援
- 自賠責保険研修会(隔年)
- 会員医師及び医療従事者の福祉対策
- ・労働保険事務組合 労働保険(労災・雇用)に関する廉価な事務委託(社会保険関係は要相談)
- ・会報の発行

2. 入会手続きについて

- ・入会申込書(左上の「労災指定医番号(7桁)」欄にご記入の上、当日ご提出ください。)
- ・現金19,000円(入会金10,000円+年会費9,000円)^{※1}

※1【納入方法】

- ・銀行振込でも受け付けています。
- ・指定口座:三菱UFJ銀行 栄町支店(普通)0515138

シャ) アイチケンロウサイシテイイキョウカイー般社団法人 愛知県労災指定医協会

3. 入会金・年会費について

《入会金》 10,000円

初年度のみのご負担となります。入会手続きの際にお支払いください。

《年会費》 9,000円^{※2}+事業運営負担金^{※3}

·請求時期:1回/年(6月下旬)^{※4}

· 支払方法: ①口座引落

②銀行振込(但し、振込手数料は貴院負担)

- ※2 3月加入の場合は1,000円
- ※3 事業運営負担金の算出方法

前年の診療費請求内訳書(レセプト)請求件数に110円を乗じた金額。

(1月診療分レセプト~12月診療分レセプト件数)

- ※4 引落日は、毎年5月にお知らせいたします。初年度は現金かお振込で納めていただきます。
- 4. 愛知県外科医会・愛知県整形外科医会について

愛知県労災指定医協会事務局は、下記の分科会事務局も兼務しております。

- 愛知県外科医会
- 愛知県整形外科医会

随時ご加入いただくことが出来ます。お申し出ください。

なお、会費につきましては当協会費のお支払いに加え、愛知県整形外科医会の会費も併せてお支 払い(口座引落のみ)が出来ます。愛知県外科医会につきましては別途銀行振込にてお支払い下さ い。

5. お問い合わせ

ご不明な点がございましたら、お気軽に事務局までご連絡をくださいますようお願い申し上げます。

一般社団法人愛知県労災指定医協会 事務局

〒460-0008 名古屋市中区栄4-3-26 昭和ビル6階

Tel. 0.52 - 2.63 - 0.093 Fax. 0.52 - 2.63 - 6.775